

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第四百二十号）（抄）
（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。 （略） 附則第二十三条の次に次の二条を加える。 （令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例） 第二十四条 第一号被保険者（令和八年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第二百九十四条第三項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第一項において同じ。）のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十万五千円以上六十五万五千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二條の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八條第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イに係る部分に限る。）及び第三十九條第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二條の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九條の二の二	介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。 （略） 附則第二十三条の次に次の二条を加える。 （令和八年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例） 第二十四条 第一号被保険者のうち、令和七年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第二十八条第一項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が五十万五千円以上六十五万五千円未満である者に限る。）の令和八年度における保険料率の算定についての第二十二條の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、第三十八條第一項（第一号ハ、第二号イ、第四号イ、第六号イ、第七号イ、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、第二十二條の二第四項第一号中「第六項第一号、第二十九條の二の二第九項、第三十八條第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九條第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イとあるのは「第六項第一号並びに第二十九條の二の二第九項」と、第三十八條第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二條第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八條第一項

第九項、第三十八条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イ」とあるのは「第六項第一号並びに第二十九条の二の二第九項」と、第三十八条第一項第一号ハ中「合計所得金額」とあるのは「合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいては「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2・3 (略)

に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、同条第二項の規定によって計算した金額（租税特別措置法第四十一条の三の十一第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額）から十万円を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）に令和七年中の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から第二十二条の二第二項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。次号イ及び第四号イ並びに次条第一項第一号ハ、第二号イ及び第四号イにおいては「合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第二項の規定によって計算した金額に令和七年中の同条第一項に規定する給与等の収入金額から五十五万円を控除して得た額を加えた額によるものとし」とする。

2・3 (略)